

## 1. 件名

環境価値の指標化動向等に関する調査

## 2. 目的

カーボンニュートラル (CN)、サーキュラーエコノミー (CE)、ネイチャーポジティブ (NP) の実現のためには、CN、CE、NP に関連した環境価値等を適切に評価し、経済合理性を出していくことが重要である。それらの環境価値等を適切に評価するためには、CN、CE、NP の推進によって達成されるアウトプットの可視化・指標化が必要と考えられる (※)。

本調査では、CN、CE、NP に関連した環境価値を評価するための指標に関する国内外の議論の状況や関連指標の今後の標準化へ向けた動向等 (環境価値の指標化動向等) について、情報収集・整理する。

(※) NEDO 技術戦略研究センターでは、将来像「自然共生経済」の実現のためには、環境価値の経済価値化、また、そのための CN、CE、NP のアウトプットの可視化・指標化が重要であるとの仮説を立てている。

- 将来像「自然共生経済」の検討について

<https://www.nedo.go.jp/content/100975585.pdf>

\* 「自然共生経済」: 「産業」や「市民/消費者」と「自然」が互いに補完し合い、それらの価値の総和を高め、社会問題の解決と持続的な経済発展を実現する循環型経済と定義する。

## 3. 内容

### (1) 調査内容

本調査のキーワードとなる「環境価値」、「CN」、「CE」、「NP」及びそれらの可視化・指標化に関して重要となる「パラメータ (物理量)」、「評価項目」、「指標」、「標準」等の定義・範囲を明確にする。

その上で、CN、CE、NPに関連した環境価値を評価するためのパラメータ (物理量)、評価項目、指標、標準等について、網羅的・俯瞰的な情報収集・整理を行う。特に、国内外におけるこれらの議論の状況 (関連する政策の動向、可視化・指標化等の状況、環境価値の経済価値化の動向等) を整理し、最新動向を可視化する。

さらに、CN、CE、NPそれぞれの可視化・指標化に関する課題を整理するとともに、CN、CE、NPの相互影響性を考慮した可視化・指標化の課題を明らかにする。

なお、本調査における対象国・地域は、国内・海外のいずれも含むものとする。

### (2) 有識者検討会の開催

(1) の調査を行うに当たり、国内外の企業・大学・研究機関等から有識者を委員として選定し、組織する検討会 (以下「有識者検討会」という。) を8回から10回程度、開催する。事務局として、有識者検討会の運営及びファシリテーションを担い、有識者検討会ごとに議論の結果を整理するとともに、当該結果に関連した詳細情報を収集・整理した上で、調査結果としてまとめる。また、当該調査結果は、次回以降の有識者検討会において、事務局から報告し、議論の一助とする。

有識者検討会においては、原則として、数名程度の有識者（例えば、有識者検討会メンバーや招聘講師等）により提供される情報（例えば、国内外の会議・学会等における議論や検討状況等）に基づいた議論を行うものとする。

有識者検討会の委員・議題・運営方法等の詳細は、NEDOと協議の上、決定する。有識者の知見を最大限に引き出すことができる形式を提案すること。

### （3）有識者ヒアリングの実施

（2）の有識者検討会での議論に加え、当該議論を踏まえた意見や追加情報を得ることを目的として、当該検討会での意見を参考に、有識者（当該検討会の委員に限らない）へのヒアリング（以下「有識者ヒアリング」という。）を行う。有識者ヒアリングで得られた内容を整理し、（2）の有識者検討会での議論へフィードバックする。なお、ヒアリング先については、有識者ヒアリングの候補リストを作成し、（2）の有識者検討会の意見を踏まえつつ、NEDOと協議の上で決定する。

### （4）報告書の作成

（1）～（3）の調査・議論等を踏まえ、成果報告書を作成する。成果報告書は、公開版と非公開版を作成する。非公開版には、有識者検討会、有識者ヒアリングの議事録等を含める。

### （5）進捗報告

上記の実施内容について、NEDOに対して、対面またはオンラインにより、2週間に1回程度、業務の進捗等を報告する。進捗報告には、保有する情報や経験を踏まえた見解を含むものとする。

## 4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2025 年 3 月 31 日まで

## 5. 予算額

2,000 万円以内

## 6. 報告書

- ・提出期限：2025 年 3 月 31 日
- ・提出方法：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って提出のこと。

<<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>>

なお、報告書の仕様については、別途指示することがある。

## 7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

## 8. その他

実施事項の内容や進め方、本仕様書に定めなき事項については、NEDO と実施者が協議の上で決定するものとする。

以上